



申 39 号

乗務員勤務は、移動を伴う労働という特殊かつ専門性の高い業務であり、労働時間を曖昧にすることは認められない!

適正な労働時間管理に踏まえた清算処理を求める!



乗務員勤務制度の定める労働時間の考え方に 基づいて行われた POS 準備に対する

3月28日
提出!

賃金不払いの追給を求める申し入れ

申し入れ項目

1. 2022年3月12日ダイヤ改正実施以前と以後において、起床点呼後の POS 準備の労働時間算出の実態について支社・区所別に明らかにすること。
2. 乗務員勤務制度に定める労働時間の考え方にに基づき、不払い労働となった起床点呼後の POS 準備について過去3年間に遡って追給を行うこと。

「乗務員の業務等の見直しについて」に関する団体交渉で会社と議論してきたこと (MAIL NEWS No.280 参照)

組合

➤ POS 端末の準備時間を付加時間として計上するとも言われているが、現行はどの条項で計上されているのか。

会社

✓ 区所により様々で、折り返し時間に計上または「付加時間の5分」に含んでいる箇所もある。

「いずれの場合でも労働時間として付与してきたものであり問題ない」と回答!



どうして「POS 準備」という同じ作業なのに、区所ごとに労働時間計上の考え方が違ったの? 起床点呼後の「付加時間の5分」に内包していたと言うけど、賃金の不払いではないのか?

就業規則・乗務員勤務制度において、労働時間が作業実態に応じて算定されている中で、POS 準備を「付加時間の5分」に内包 (労働時間を二重に計上) することは賃金の不払いである!

労働時間の曖昧化は認めれない!

労働時間に関する職場からの検証行動を強化しよう!

